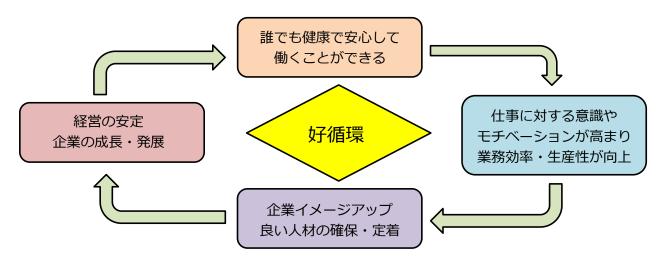
「働き方改革」を進めましょう!

労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」が重要な課題となっており、長野県では、経済団体、労働団体、長野労働局、長野県のトップを委員とする「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」において、平成28年2月4日、「信州『働き方改革』共同宣言」を確認し、「オール信州」で「働き方改革」に取り組んでいます。

各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改める、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するなど、労使の話し合いを通じて、現状を把握し、課題解決に向けたそれぞれの実情に応じた「働き方改革」を進めましょう。

「働き方改革」に取り組むメリット

「働き方改革」を進め、誰もが健康で安心して働くことができるようになれば、働く方々の仕事に対する意識や モチベーションが高まり、メリハリをつけた働き方により業務効率が向上するとともに、良い人材が確保でき定着 するので、企業の成長、発展につなげることができます。



信州「働き方改革」共同宣言

~ 活き活きと働き人生を楽しめる長野県を目指して ~

人口減少が進む中、活力ある長野県を創るためには、長野県で暮らし、働くすべての人が、自らの能力を発揮し、人生を楽しむことができる社会づくりを進めていく必要があります。

そのためには、長時間労働の削減や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入等により、仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するとともに、女性の活躍を一層推進していかなければなりません。

また、一人多役の促進やシニア層が元気に活躍できる人生二毛作社会の確立など、自然と共生し心豊かな暮らしができる長野県ならではの、多様な働き方・暮らし方の定着・創造も重要です。

私たちは、こうした共通認識のもと、本日ここに「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を立ち上げ、男性も女性も、若者も高齢者も、障がいがある人もない人も、県民誰もが、その能力を十分に発揮しながら活き活きと働き、人生を楽しむことができる働き方の定着・創造に向け、「オール信州」で取り組んでいきます。

長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 日本労働組合総連合会長野県連合会 長野労働局 長野県

「働き方改革」の取組例

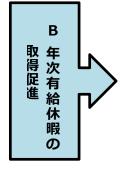
企業において、「働き方改革」を進めるに当たっては、自社の労働時間等の現状、業務の実態、働く方の二 一ズなどを把握し、自社の課題解決に向けた取組を労使の話し合いの下に進めましょう。

また、「働き方改革」を進めるための取組は、以下の取組例のとおり、様々あります。すぐに効果が現れないかもしれませんが、まずは、できる取組から進めましょう。

なお、課題解決に向け目標を定め取り組むこと、定期的に取組状況を点検・評価し、制度があっても活用されないなど、問題点があれば柔軟にその後の取組を見直し、改善することが重要です。



- ・長時間労働の抑制について、経営トップがメッセージを発信
- ・「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の設定とその徹底
- ・「朝型勤務」「勤務間インターバル」の導入
- ・管理職自らによる「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の実施
- ・管理職による部下の労働時間の管理、「ノー残業デー」等の定時退社の徹底
- ・部下の長時間労働抑制について、管理職の人事考課に盛り込む
- ・長時間労働抑制に関する管理職向け教育の実施
- ・長時間労働の抑制に関する労使の話し合いの機会の設定
- ・業務計画、要員計画、業務内容の見直し
- ・長時間労働の抑制を目的とした取引先との関係見直し



- ・年次有給休暇の取得促進について、経営トップがメッセージを発信
- ・毎月1日、年休取得の徹底・年に4回(年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、秋 の連休)連続1週間の休暇取得
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入
- ・管理職自らによる年休取得(月1回、年数回の連続1週間休暇等)の徹底
- ・管理職による部下の年休取得の管理
- ・部下の休暇取得に積極的な管理職を評価する人事評価の仕組の導入
- ・年次有給休暇取得促進に関する労使の話し合いの機会の設定
- ・年次有給休暇残日数を計員各自に通知
- ・休暇・休業時の業務フォローアップ体制の構築



- ・意欲・能力に応じた正社員への転換推進
- ・多様な正社員制度(短時間正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員制度等)の 導入及び希望等を踏まえた「多様な正社員」への転換推進
- ・意欲・能力に応じた賃金、教育訓練、福利厚生等の面での待遇改善



- ・女性活躍推進法一般事業主行動計画の策定及び行動計画に基づく取組
- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い場合の採用選考基準や、その運用 の見直し
- ・従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様 な職務経験の付与
- ・出産・子育て等をしながら働き続けることを支援するため、上司を通じた男性労働 者の働き方の見直しなど育児参画の促進



- ・年次有給休暇以外の休暇制度の導入(病気休暇、ボランティア休暇、勤続年数節目休 暇、バースデー休暇など)
- ・フルタイム勤務ができないなどの事情のある社員のために、多様な正社員制度の導入
- ・治療と仕事の両立支援
- ・管理職等が労働者の仕事と子育て・介護の両立を宣言(イクボス・温かボス宣言)
- ・育児・介護と仕事の両立支援
- ・高齢者就業促進・障害者就業促進
- ・人材育成 ・テレワークを活用した在宅勤務制度の導入 など

「働き方改革」を進める企業への支援

企業において、それぞれの実情に応じた「働き方改革」の取組を進めるに当たっては、助成金制度など企業への支援を活用し、取組を加速させましょう。

- 「職場意識改善助成金」 (関連する取組例: A、B)
 - ・職場環境改善コースの場合、労働時間等の設定の改善を図った上で、年次有給休暇取得日数の増加又は所定外労働時間の削減の成果目標の達成状況に応じ、対象経費の 1/2~3/4 助成、上限 67~100 万円
 - ・勤務間インターバル導入コースの場合、労働時間等の設定の改善を図った上で 9 時間以上の勤務間インターバル導入で、対象経費の 3/4 助成、上限 20~50 万円 など
- ○「キャリアアップ助成金」 (関連する取組例: C、E)
 - ・正社員化コースの場合で、有期から正規へ転換した労働者 1 人あたり 42.75~72 万円
- ○「業務改善助成金」 (関連する取組例: A、C、E)
 - ・設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合で、対象経費の 7/10~3/4 助成、引上げ額に応じ上限 50~200 万円
- ○「両立支援等助成金」 (関連する取組例: D、E)
 - ・出生時両立支援コースで1人目の場合で、28.5~72万円
 - ・女性活躍加速化Aコースの場合で、28.5~36万円
- ○「職場定着支援助成金」 (関連する取組例: C、E)
 - ・雇用管理制度助成コースの場合で、①評価処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度、⑤短時間正社員制度(保育事業主のみ)の導入で各 10 万円、離職率低下目標達成で 57~72 万円
- ○「人事評価改善等助成金」 (関連する取組例: E)
 - ・制度整備で 50 万円、生産性要件、賃金アップ、離職率低下目標達成で 80 万円
- 「**65 歳超雇用推進助成金」** (関連する取組例: E)
 - ・65 歳継続雇用促進コースで、65 歳への定年の引上げをした場合で 120 万円
- 「**障害者雇用安定助成金」** (関連する取組例: E)
 - ・障害・治療と仕事の両立支援制度助成コースの場合、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させる制度導入で、10万円
- ○「人材開発支援助成金」 (関連する取組例: E)
 - ・一般訓練コースの場合で、賃金助成が1人1時間あたり380~480円、訓練経費助成が実費相当額の30~45%
- ※ 助成金には支給要件、申請期限等があります。詳しくは長野労働局HP又は長野労働局へお問い合わせください。
- ○「働き方・休み方改善コンサルタント」 (雇用環境・均等室 電話 026-223-0551)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、電話のほか、 個別訪問により改善に向けたアドバイスや資料提供、社内研修等の支援を無料で行っています。

○「職場環境改善促進事業」 (長野県産業労働部労働雇用課 電話 026-235-7118)

雇用環境改善アドバイザーが企業訪問を行い、多様な働き方制度の導入・実践等の働きかけや専門家による支援を行い、企業における働きやすい職場環境づくりを推進しています。

○「長野県最低賃金総合相談支援センター」 (長野市中御所岡田 131-10・フリーアクセス 0800-800-3028)

最低賃金引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業等の労働条件管理などの相談等にワンストップで対応し、要望があった場合は、専門的知識を有する労務管理の専門家や経営コンサルタント等を派遣しています。

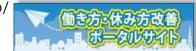
○ 「長野非正規雇用労働者待遇改善支援センター」 (長野市中御所 260-1・電話 026-219-2414)

企業における非正規雇用労働者の待遇改善を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・窓口)、企業訪問による賃金制度の見直しの助言等を行っています。

○「ポリテクセンター長野(生産性向上人材育成支援センター)」 (長野市吉田 4-25-12・電話 026-243-1290)

生産性向上に向けた企業の人材育成を支援するため、生産管理、品質管理、原価管理、物流、 I o T 、マーケティング等に関する知識・スキルを習得する生産性向上支援訓練を実施しています。

○<mark>「働き方・休み方改善ポータルサイト」</mark>http://work-holiday.mhlw.go.jp/企業が、自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善を図る際に役立つ情報を提供しています。



○<mark>「働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト」</mark>http://www.koyoukanri.mhlw.go.jp/

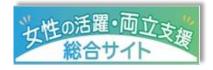
雇用管理取り組み事例、助成金などの支援策や「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」等に関する情報を掲載しています。

働きやすく生産性の高い職場 ポータルサイト

○ 「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 http://www.tayou-jinkatsu.jp/正社員への転換、人材の育成、処遇の改善など、非正規雇用労働者のキャリアアップに向けた取り組みを積極的に行っている企業の事例などを紹介しています。



○「女性の活躍・両立支援総合サイト」 http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/ 企業における女性活躍の情報や、仕事と家庭(育児・介護などを含む)の両立に役立 つ情報を掲載しています。



「パート労働ポータルサイト」 https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/パートタイム労働者の雇用管理に関する優れた取組事例、各種助成金制度及び「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」などに関する情報を掲載しています。



○ 「ながのけん社員応援企業のさいと」 https:// nagano-advance.jp/ 社員の子育て応援宣言をしている企業、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業 を掲載しています。



企業のイメージアップに向けて

仕事と育児の両立支援、女性労働者の活躍推進、若者の雇用管理等に積極的な企業に対する認定・認証制度があります。認定・認証企業は各制度に定めるメリットが受けられるほか、認定・認証マークの使用によって企業アピールをするなど企業イメージの向上につなげることもできます。

「くるみん・プラチナくるみん認定企業」(長野労働局)



従業員の仕事と子育 ての両立を支援する 企業

「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」(長野県)



多様な働き方等の制度を導入し、実践的な取り組みを 行っている「一歩進んだ」 企業

「えるぼし認定企業」(長野労働局)



女性の活躍推進に関する取組の状況等が優良 な企業

「ユースエール認定企業」(長野労働局)



若者の採用・育成に積極的 で、若者の雇用管理の状況 などが優良な中小企業

長野県働き方改革・女性活躍推進会議 事務局



長野労働局 雇用環境・均等室

〒380 - 8572 **長野市中御所1-22-1** 電話026-223-0551



長野県 産業労働部労働雇用課

〒380 - 8570 **長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2**

電話026-235-7118